

静岡県盛土等の規制に関する条例 および盛土規制法について

2023年
静岡県

1

本資料の流れ

〈静岡県盛土等の規制に関する条例〉

- 1 はじめに
- 2 条例の特徴
- 3 盛土等とは？
- 4 許可の対象となる事業
- 5 申請から完了までの主な流れ
- 6 生活環境の保全のための措置

〈盛土規制法〉

- 7 盛土規制法の施行について

2

〈盛土条例〉

1 はじめに 「県の取組み」

○一定規模以上の盛土等を許可制に

- ・ **令和4年7月1日**から、「盛土条例」を施行しました。
- ・ 都市計画法や森林法等が適用されない**盛土等への構造基準**をつくりました。
- ・ **県が申請書の審査**を行います。

○不適切な盛土等の監視体制を強化

- ・ 盛土監視機動班を設置し、**定期的に監視**を行っています。
- ・ 県民からの不適切な盛土の通報窓口「**盛り土110番**」を設けました。

2 条例の特徴

【その1】

○届出制から**許可制**になりました。

【その2】

○盛土等の構造の基準に加え、**環境の保全のための基準（土砂基準等）**が規定されました。

【その3】

○盛土等に使用する土砂等の適正な管理のため、**定期的な報告が義務付け**られました。

【その4】

○盛土等を行う**土地の所有者の責任**が明確になりました。

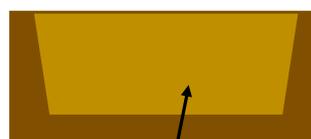
5

3 盛土等とは？① 「盛土等の定義」

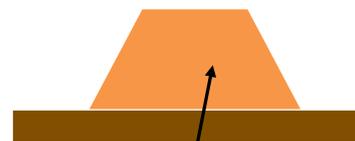
盛土、埋立てその他の土地への**土砂等の堆積**をいう。
(条例第2条第1項第1号)

【盛土等に該当しないもの】

- 植栽等のための**覆土**
- 敷均し**（30cm未満で平坦な場所に限る）
- 構造物**（舗装、路盤、路床）
及び**構造物の設置に伴う埋戻し**
- 農業の**畝立て、畦の補修**
(田から畑への転換に伴う埋立てや盛土は盛土等に該当)

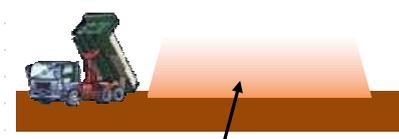


埋立て



盛土

※要個別相談



一時堆積

6

4 許可の対象となる事業①

(許可者:県)

- 盛土等を行う土地の区域が面積1,000㎡以上※1又は土量1,000㎡以上は知事の許可が必要となります。
- 国、地方公共団体等が行うものは許可不要※2です。
- ほかにも許可が不要となる事業等があります。

※1 切土の面積は含みません。

※2 環境の保全のための基準は適用されます。

【主な許可基準】

- ・欠格要件(破産者、暴力団員など)
- ・申請者の資金力
- ・災害を防止するために必要な措置
- ・生活環境の保全上必要な措置
(土壌の汚染の状況、水質の調査) など

7

5 申請から完了までの主な流れ

周辺地域の住民への
周知等

- ①土地の所有者の同意の取得
土壌調査の実施
説明会の開催(許可申請の30日前まで)
意見への対応 など

申請書の提出

- ②盛土等の許可申請

許可

- ③申請書の審査(90日程度)

搬入開始前の報告等

- ④土砂等の発生場所と汚染のおそれがないことの確認・報告
土砂等管理台帳の作成、
標識の掲示 など

定期的な報告等

- ⑤水質調査及び土壌調査(1回/6ヶ月)の実施・報告
土砂等の量の報告(4月と10月)
土砂等管理台帳の閲覧・保管

完了

- ⑥盛土等の完了の届出
水質調査及び土壌調査(完了時)の実施・報告

8

6 生活環境の保全のための措置①

建設業者さんも注意！

【大原則】

土砂基準に適合しない土砂等を用いた盛土等の禁止

条例第8条第1項

何人も、土砂基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行ってはならない。

- 条例には、盛土等の構造上の基準に加え、**生活環境の保全上の基準**を盛り込みました。
- 生活環境の保全は、許可を受けた者以外にも遵守してもらう内容であることから、**全ての人が守るべき事項として規定**しています。
- **条例の許可が不要となる事業者及び事業にも適用されます。**

9

6 生活環境の保全のための措置②

建設業者さんも注意！

「土砂等による土壌の汚染の把握の方法」

盛土等を行う者
(土砂等を受け入れる者)

盛土等に用いる土砂等を
発生させた者(運び出す者)

土砂等を搬入する前に
搬入する土砂等に
汚染のおそれがないことを
確認しなければなりません！

- 確認の方法は？
 - ・ 土地の利用状況等の調査
又は 分析調査の結果で確認
- 調査は誰が行う？
 - ・ 盛土等を行う者が自ら調査する
 - ・ 土砂等を発生させた者や運び出す者に調査・証明を求める など

これまでどおり
土砂を運び出せる？

- 盛土等を行う者から
運び出す土砂等に汚染のおそれがないことの証明を
求められる場合があります！
- 証明を求められたら？
 - ・ 土地の利用状況等の調査 又は 分析調査を行い
汚染のおそれがないことを証明してください

(大前提) 土砂基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行うことはできません！

10

〈盛土規制法〉

7 盛土規制法の施行について① 盛土規制法制定の背景

○令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、大規模な土石流が発生したことにより、**甚大な人的・物的被害が生じました。**



○盛土の総点検において、全国で約3.6万箇所を目視等により点検(令和4年3月)

○既存の制度の課題

宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした**各法律**により開発を規制
→各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリア**が存在

危険な盛土等を**全国一律の基準**で**包括的に**規制する法制度が必要
「宅地造成等規制法」を抜本的に改正し**盛土規制法(宅地造成及び特定盛土等規制法)**を制定

7 盛土規制法の施行について②

盛土規制法の特徴

規制主体⇒県、政令市、中核市（県内は静岡県、静岡市、浜松市）

① 盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を**規制区域として指定**、区域内での盛土等を規制

- 規制区域を検討するための**基礎調査**を実施、人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
- 区域指定に**市町村が関与できる仕組みを導入**(指定の際の市町村への意見聴取、市町村からの指定の申出)

② 区域内の盛土等の行為は**許可制**、盛土等の安全性を確保

- 許可にあたり、**土地の所有者等**全員の同意や**周辺住民**への事前周知(説明会の開催等)が必要

③ 盛土が行われた**土地の所有者等**に**安全な状態に維持する責務を有することを明確化**

- 規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて安全な状態に維持する責務を明確化

④ 無許可行為や命令違反時に対し**実効性のある罰則**を規定

- 罰則が抑止力として十分機能するよう、条例による罰則の上限より高い水準に強化
※懲役：3年以下 罰金：1000万円以下(法人は3億円以下)

7 盛土規制法の施行について③

盛土規制法施行スケジュール

○令和5年5月26日の施行後、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を特定する**基礎調査**を実施

○令和7年5月までの**2年間の経過措置期間**内に**基礎調査を踏まえ関係市町村から意見聴取し**、

規制区域の指定を行い**新たな規制を適用**します。(新たな規制が開始されるのは規制区域の指定後となります)

○**盛土条例**については、盛土規制法の適用も見据えつつ、条例の運用の見直し、規則改正等により対応します。

その際には、盛土規制法と盛土条例による規制が重複しないよう、条例の必要な見直しを行うこととなります。

図1 盛土規制法・県盛土条例の施行スケジュール

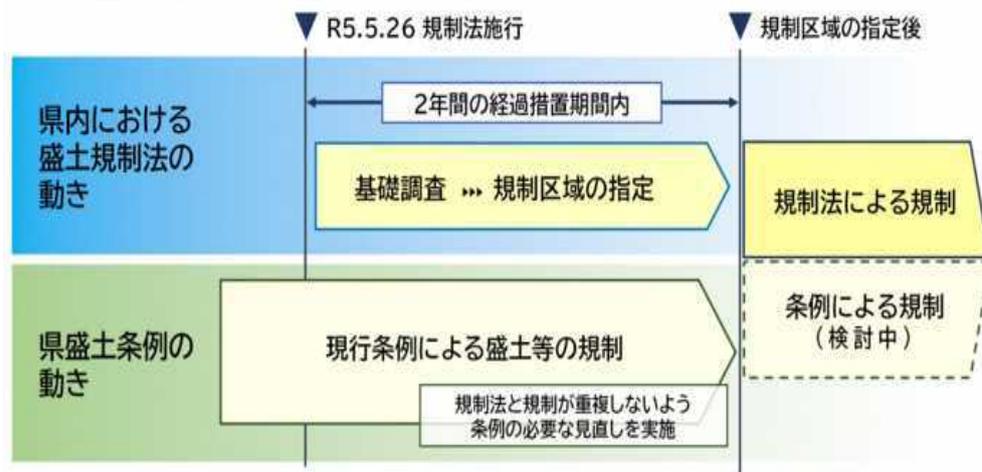
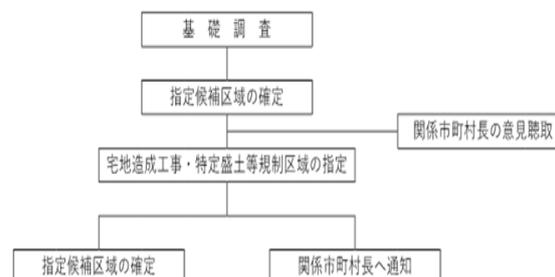
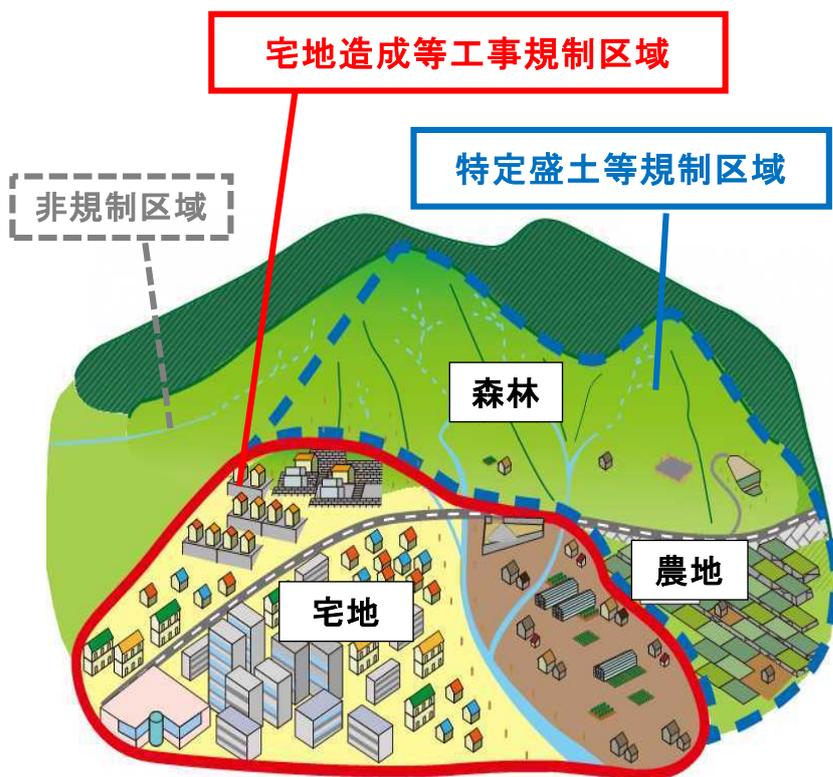


図2 基礎調査・区域指定の流れ



7 盛土規制法の施行について④ 規制区域とは



宅地造成等工事規制区域:市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて森林や農地を含めて広く指定

特定盛土等規制区域:市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)を指定

規制区域の種類ごとに規制対象となる行為も異なる規制区域は**5年ごと**に再度、基礎調査を行い**見直す**

15

7 盛土規制法の施行について⑤ 参考: 現行の宅地造成工事規制区域



16

7 盛土規制法の施行について⑥

主な規制内容

規制の対象となる行為は「土地の形質の変更(盛土・切土)」と「一時的な土石の堆積」 赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

土地の形質の変更(盛土・切土): 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更

例: 宅地を造成するための盛土・切土、土処分場における盛土・切土、太陽光発電施設の設置のための盛土・切土

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖*を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①~④を除く)
イメージ図					

*「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

土石の堆積: 宅地又は農地等において行う一時的な土石の堆積

例: 土石のストックヤードにおける仮置き等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

17

7 盛土規制法の施行について⑥

問合せ先

盛土規制法に関する情報は、以下のウェブサイトをご覧ください
盛土規制法施行(国土交通省)

<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>

盛土規制法総合窓口(ポータルサイト)(中部地方整備局)

<https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/morido/index.html>

盛土対策課HP(静岡県)

<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/tochiriyou/1041004/1052933.html>

静岡県くらし・環境部 環境局 盛土対策課

〒420-8601

静岡市葵区追手町9番6号静岡県庁西館6階

TEL:054-221-2264(盛土規制班)

18

- 条例に規定された土砂基準等の遵守は、事業者の方々には大きな負担となりますが、一方で、**地域住民の生活環境の保全を図るために非常に重要**なことになります。
- また、災害につながる可能性のある**不適切な盛土等の早期発見・対応を行うには**、地域にお住まいの方や活動されている方からの**情報提供が重要**となります。
- 盛土等に起因する災害を防止するため、御協力をお願いします。

盛り土110番

こんな盛土を見つけたらお知らせください

- 夜間にダンプが大量の土砂を運び込んでいる！
- 土砂が高く盛られて、斜面の勾配が急で危険だ！
- 盛土が崩れて水が流れ出している！ など

通報窓口はこちら

- パソコン・スマホで入力**
盛土対策課ホームページから
インターネット専用フォームを選択
- 電話で連絡**
☎ 054-252-9000